

大和市告示第90号

大和市予防接種費用の助成に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年9月27日

大和市長 大 木 哲

大和市予防接種費用の助成に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市予防接種費用の助成に関する要綱（平成22年大和市告示第61号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「取り消し」を「取消し」に改める。

別表第1急性灰白髄炎（不活化ポリオワクチン）の項中「ワクチン」を削り、同表限度額の欄を次のように改める。

限度額
9,273円
8,602円
7,634円
6,204円
5,379円
5,126円
13,189円
11,759円
9,229円
7,799円
9,229円
7,799円
9,493円
9,735円
8,305円
7,480円
12,397円
10,967円

10,142円
13,794円
12,364円
11,539円
9,097円
12,463円
16,918円
費用免除者 5,368円
費用免除者以外の者 3,368円
費用免除者 8,921円
費用免除者以外の者 5,921円

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大和市予防接種費用の助成に関する要綱の規定は、施行日以後に実施する予防接種について適用し、施行日前に実施した予防接種については、なお従前の例による。